

平成 29 年 3 月 24 日

官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～  
奨学金等支給事務に係る調査結果について

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）では、「官民協働海外留学支援制度実施規程」及び「奨学金等に係る事務手続きの手引き」（以下「事務手引き」という。）に基づき、派遣留学生在籍する大学等（以下「大学等」という。）に対し、派遣留學生への奨学金等の支給が適正に実施されているかを確認するための調査を実施しています。

今回の調査結果の概要は、下記のとおりです。

記

1. 調査目的

大学等において奨学金等の支給が適正に実施されているかを確認するための調査を実施し、実施状況が適切でないと認められるときは、その改善を図る。

2. 調査年度

平成 27 年度

3. 調査期間

平成 28 年 11 月 29 日（火）～平成 29 年 2 月 27 日（月）

4. 調査概要

- (1) 機構にて抽出した 12 大学等を対象に、各大学等で保管されている「月次学修・研修進捗報告兼在籍確認証明書（様式 E-2）及び奨学金等の振込を確認できる金融機関の振込受付書の写しの提出を求め、その内容を確認（以下「抽出調査」という。）。
- (2) 抽出調査の結果、更なる調査が必要と思われた 3 大学等に対して、機構の職員を派遣し、奨学金等支給業務の実施状況の調査やヒアリング等を実施（以下「訪問調査」という。）。
- (3) 抽出調査及び訪問調査の結果、「下記 5. 調査結果」のとおり不適切な事例がいくつか見受けられた。不適切な対応を行っていた大学等に対しては、事務の改善を図るよう求めた。

## 5. 調査結果

主な指摘項目及び指摘事項は以下のとおり。調査対象大学等の多くに、必要書類の取得・保管漏れ、不十分な在籍確認及び奨学金等支給の遅れ等が見受けられた。

主な指摘項目	主な指摘事項
在籍確認	<ul style="list-style-type: none"><li>・（特に支給対象月以外において）在籍確認をしていなかった。</li><li>・在籍確認を本来行うべき月（以下「当該月」という。）より前または後に行っていた。</li><li>・奨学金支給額に変動が出る可能性のある留学最終月において、在籍確認及び帰国日確認をしていなかった。</li><li>・月次在籍証明書について、適正な取得をしていなかった。</li></ul>
支給事務	<ul style="list-style-type: none"><li>・支給対象者に対し、本来支給すべき月よりも前（在籍確認前）に奨学金等を支給していた。</li><li>・留学計画変更申請の事情とは別に、支給対象者への奨学金等の支給が本来支給すべき月よりも遅れて支給していた。</li><li>・留学期間の変更により、奨学金支給期間が短縮となることに気付かず、支給月以外に奨学金を支給していた。</li><li>・授業料領収書の取得・保管漏れがあった。</li><li>・証拠書類（受入許可書・搭乗券控え）による留学期間と渡航日・帰国日の確認が不十分であり、留学計画と齟齬が生じていた。</li></ul>
大学等保管書類	<ul style="list-style-type: none"><li>・受入許可書の取得及び保管漏れがあった。</li><li>・渡航・帰国にかかる搭乗券控え（搭乗証明）の取得・保管漏れがあった。</li></ul>

以上

(問い合わせ先)

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省 官民協働海外留学創出プロジェクト

独立行政法人日本学生支援機構 グローバル人材育成部 民間資金課

電話：03-5253-4111（内線：4932,3628） E-mail tobitate-scholarship@mext.go.jp